

民法 I 例題 1 の資料 (2) 5 月 8 日 (金) 14:20 ~
講義時間までに、印刷して手元に用意して下さい。

- 3 権利・利益侵害 (違法性) 潮見 15 頁 (内田 356 頁) 権利侵害から違法性へ
いかなる利益をどのように侵害したか (相関的判定) 18 頁 (359 頁)
違法性阻却事由 医師による医療行為は正当業務行為 114・117 頁 (405 頁)
旧 709 条 故意または過失によって「他人の権利を侵害した者は」

判例 2 : 雲右衛門浪曲レコード事件と大学湯事件 16・17 頁 (356・357 頁)
雲右衛門 : 即興的音楽には著作権がない。侵害しても不法行為にならない。
大学湯

- 事案 X は京都大学付近の「大学湯」の建物を Y から月 160 円で賃借し、「老舗」
の代金として 950 円を支払って大学湯の名称で湯屋を営業していた。
6 年後に賃貸借が合意解除された。Y は、X が「老舗」を売却することを妨げ、か
つ同建物を月 360 円で第三者に賃貸したため、X は「老舗」を失った。
X の主張 : I 賃貸借終了時に Y が老舗を買い取るか、または X が第三者に売却す
ることを認める特約があった。II 仮に特約がないとしても老舗喪失に対する不法行
為責任がある。
原審 : I 特約なし。II 老舗は権利でないから、侵害しても不法行為にならない。
○ 判決 : 破棄差戻。不法行為の侵害対象は、具体的権利に限らない。侵害に対して
不法行為法上の救済を与える必要がある利益でよい。

- 4 因果関係 41 頁 (385 頁) : 風が吹けば桶屋が儲かる。←→相当因果関係論 54 頁
判例 3 : スモン事件。疫学的手法によりキノホルムとスモン病の因果関係が認められた。

○ スモンについて

(1) スモン病とは

初期症状 : 下痢、腹痛 続いて : 急性の知覚障害 (下肢麻痺など)

「下肢筋力低下等による歩行障害や視神経萎縮による視力障害、四六時中続くしびれ
や激痛などの知覚障害」

患者 訴訟の原告になった者 : 4800 人

他の者を含めて、推定 1 万 1000 人

(2) 判決一覧

I	北陸スモン	昭和 53.3.1.	金沢地判	16 人	1 億 8 1 6 4 万	1 6 5 1 万円
II	東京スモン	昭和 53.8.3.	東京地判	133 人	3 2 億 5 1 2 8 万	2 7 3 2 万円
III	福岡	53.11.14.		164 人	3 8 億 6 2 2 0 万	2 6 8 2 万円
IV	広島	54.2.22.		43 人	1 0 億 7 0 3 7 万	2 4 8 9 万円
V	札幌	54.5.10.		75 人	1 5 億 2 0 7 8 万	2 5 3 4 万円
VI	京都	54.7.2.		79 人	1 7 億 5 8 6 3 万	2 7 0 5 万円
VII	静岡	54.7.19.		73 人	1 3 億 2 7 1 1 万	2 5 0 4 万円
VIII	大阪	54.7.31.		45 人	8 億 9 3 4 0 万	2 4 8 2 万円
IX	群馬	54.8.21.		25 人	7 億 4 9 0 0 万	2 9 9 6 万円
X	神戸	55.3.17.				

その他 全国 27 地裁

被告 日本チバガイギー・武田製薬 : メキサホルム (キノホルム剤)

田辺製薬 : エマホルム (キノホルム剤)

国

(3) 製薬会社の責任

I 各種の警告によりキノホルム剤投与による神経障害の発生が予測可能であつた。

A キノホルム剤の製造を開始した 1956 年 1 月以前では副作用報告がアルゼンチンで 2 例あり、医学雑誌に公表されていた。

B キノホルム投与の危険性を指摘したデーヴィット警告等があった。

C 動物実験・ヒトについての臨床資料からキノホルムの神経毒性を疑わせる報告があった。

→ 文献調査および他の製薬会社に対して副作用情報の提供依頼の措置等を講ずることにより、キノホルムの危険性を予測できた。

→ アメーバー赤痢以外に投与しないよう能書に記載し、副作用の 2 例を公表し、神経障害でたら直ちに投薬を中止するように指示・警告すべきであった。

動物実験をすべきだったのにしなかった。

(4) 国の責任

「厚生大臣は、少なくともキノホルム製剤の適応症をアメーバー赤痢に限定し、胃腸薬、止瀉剤、整腸剤としてのキノホルムの製造・輸入につき、一時停止の規制権限を行使すべき義務があった。この点において厚生大臣には規制権限不行使の違法があり、過失がある。」

(5) 国と製薬会社の責任関係

国：会社＝1：2 但し、控訴後和解。

(6) 東京スモン事件 因果関係の疫学的証明を採用

I 119人の患者が、製薬会社を709条により、国を国賠1条により、損害賠償を訴求した。

II 被告の主張

- A スモン患者中にはキノホルムを服用していない者が相当数含まれている。
- B 外国では、日本同様にキノホルムが販売されているのに、スモン患者の割合が著しく低い。
- C 戦前からキノホルムが販売されているのに、1955年以前にはスモンの発生がなく、キノホルム販売中止後もスモン患者の発生がある。
- D 原告側の動物実験は不適切な手法を用いている。

(田辺の主張)

E スモンの発生はウィルスによるものである。

III 判旨

因果関係：疫学的手法により、キノホルムが原因である。

ウィルス説に対して

キノホルム説発表後厚生省はキノホルム剤の販売・使用を中止させた。その後スモン病の発生は激減し、数年後に終息した。ウィルス感染に対策が講じられていないのに、発生しなくなった。スモンとキノホルム剤の関連性は、動物実験と人との臨床、病理の両面でのきわめて高い類似性からも説明できる。

VII 疫学4条件

- A その因子が健康障害の発現前に先行して存在すること。
←スモン発症前のキノホルム服用率は高い。
- B 両者の間に高い関連性があること。
←病歴調査によって同一医療機関内においてキノホルム剤服用群の方が非服用群よりスモン患者の発生率が非常に高い。
- C その関連性が医学的理論に矛盾しない。
- D 量と反応の関係（ドース・レスポンス・リレーション）がある。
(多量にその物質に接触するほど、発生が多くなり、症状が重くなる。)

→その因子とその疾病との間に因果関係があることがかなり高い確率で推定される。

疫学的因果関係の成立 53頁(395頁)

疫学的因果関係を初めて認めたのは、四日市ぜんそく事件

5 責任能力 101頁(398頁) 加害者が抗弁として、責任無能力を主張・立証する。

旧通説：過失の論理的前提 通常人の注意を問えない者を除外する。

現多数説：政策的保護制度

判例の基準：だいたい12, 3歳程度

責任無能力者の監督責任 714条

6 小テストに向けて

- (1) 日本語として通じる文章を書く(用語の意味を理解しないで書くと、意味が通じない)。
- (2) 責任が生じる要件が何かを、明確に書く(「書いたつもり」ではダメ)。
- (3) 根拠を明らかにする。(法規定、判例、通説、学説)
- (4) 要件を説明する。その根拠を書く。
- (5) 要件を充足するかを確認する。
- (6) 結論を書く。結論に至る論理を明確に書く。

7 小テストの実施 (答案の返却は5月25日以降：説明は29日の講義で)

5月11日(月)問題用紙の配布 ①社情HPに、5月15日の講義資料として掲載。

②さらに、教務システムの一斉メールに添付。→各自が印刷する。

5月15日(金)14:20～15:20各自が答案を作成する(手書き)一切参照不可

答案の提出方法(5月20日(水)必着)

①答案をPDFにして、前田(maeda@gunma-u.ac.jp)に送付(コンビニでPDFにできる)。

②(①ができない場合)郵送する。「社会情報学部 前田泰」宛(16日には発信：消印確認)